

業務指示書

スリランカ国地上テレビ放送デジタル化実施支援調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年4月27日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年5月9日 までにJICAホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：放送分野に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／放送事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：放送事業計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：スリランカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 経営分析（1）／プラットフォーム事業計画】

- 1) 類似業務の経験：経営分析／プラットフォーム事業計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 送受信機規格】

- 1) 類似業務の経験：送受信機規格に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年5月13日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- () 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LKR1 = 0.7870 円 , US\$1 = 113.393 円 , EUR1 = 127.140 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／放送事業計画

経営分析(1)／プラットフォーム事業計画

送受信機規格

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

16.73 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年5月30日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
スリランカ国地上テレビ放送デジタル化実施支援調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／放送事業計画	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 経営分析（1）／プラットフォーム事業計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 送受信機規格	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

スリランカでは、国営及び民間放送局 16 社により 23 番組の TV 放送が行われており、受像機保有世帯数は約 4 百万世帯、世帯普及率約 8 割(2010 年)と市民の情報源として TV 放送が広く普及している。近年、TV チャンネル数の急増(2006 年 9ch から 2013 年 23ch)に加え、ラジオチャンネル数の増加(2006 年 21ch から 2012 年 54ch)、携帯電話やインターネット等の通信機器の急速な普及などを背景として、共通の資源である周波数資源の有効利用が課題となっている。また、同国ではシンハラ・タミル両言語が公用語となっており、TV 放送事業における字幕放送・多言語放送に対する潜在的ニーズは高い。更に、2009 年、2011 年、及び 2014 年末の洪水被害のように近年自然災害が頻発しており、迅速かつ簡易な方法での気象・防災情報提供が求められている。このような状況下において、番組多重化により使用周波数帯の大幅な削減が可能であり、字幕放送・多言語放送、気象・防災情報を含むデータ放送、ワンセグ通信など、従来のアナログ放送と比較して多様な情報提供を可能とする地デジ放送の導入が同セクターにおける重要な課題となっている。

地デジ放送の導入に関し、スリランカ政府は、我が国政府からの働きかけを受け、円借款による地デジ移行支援を前提とした協力準備調査を経て、2014 年 5 月、ISDB-T(日本方式)の採用を正式決定した。スリランカ政府の円滑な地上デジタルテレビ放送への移行を支援するため、我が国は「地上テレビ放送デジタル化事業」(円借款、2014 年 9 月 L/A 調印)により、地デジ放送のプラットフォーム整備(アンテナ、送信機、鉄塔等)、国営放送局向け地デジ放送対応スタジオ整備及び地デジ放送移行に必要な技術支援等を実施する。2015 年 1 月の政権交代後、事業開始が遅れていたが、改めて、放送業界全体を巻き込み官民一体となった日本方式による地デジ移行を推進していく方向となっている。

地デジ放送プラットフォームの運営・維持管理については、スリランカ政府により新規に設立される予定のデジタル放送網運営機関(Digital Broadcasting Network Operator、以下、「DBNO」という。)が責任を有する予定となっている。

2. 業務の目的

スリランカにおいて、各放送局のプラットフォーム(DBNO)による地デジ移行についての理解が醸成されるとともに、各放送局の地デジ化及び HD 化に係る今後の投資計画及び DBNO の運営体制の検討が促進されることで、同国の放送業界全体の意向を踏まえて地デジ移行マスタープランが見直され、もって円滑な地デジ移行が実現される。

3. 対象地域

スリランカ国コロンボ等

4. 主な相手国関係機関

MMM、通信規制委員会、放送局各社

5. 業務の範囲

コンサルタントは、「2. 業務の目的」を達成するために、「6. 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 業務の内容」に示す内容の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書を作成し、JICA に提出する。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款「地上テレビ放送デジタル化事業」との関係について

本調査実施期間中に、円借款事業のコンサルタント調達が実施される。同コンサルティング業務と本調査に重複は生じず、本調査は円借款事業のコンサルタントの TOR を作成するものではない。したがって、本調査受託者が円借款コンサルティング業務の選定から排除されないことがないよう、JICA から先方実施機関に説明を行う。

(2) スリランカ側の実施体制

円借款「地上テレビ放送デジタル化事業」の実施機関はマスメディア省(MMM)である(但し、実施機関は見直しの可能性あり)。同事業で整備する地上デジタルテレビ放送網はプラットフォーム(DBNO)が運用することとなっており、供用開始までに MMM が DBNO を設置・業務開始することになっている。スリランカの放送業界の意見集約は放送行政の主管官庁であり、円借款事業の実施機関である MMM が行うべきことであるが、本調査の結果を実用に耐えうるものとするために、調査団は放送局とのコミュニケーションも図り、合同委員会等も活用しつつ、スリランカ側関係機関に対しは調査結果を随時報告しつつ、調査を進めることが求められる。

(3) 合同委員会との連携について

スリランカにおける地デジ移行に際し、スリランカ側政府機関、放送事業者及び日本側代表により構成される合同委員会を設置し、ロードマップ策定の作業等をオープンに行うことと各種合意形成を図ることを、我が国政府がスリランカ側に提案し、概ね受け入れられている。本調査業務のうち、DBNO 設立支援、周波数計画、地デジロードマップについては、合同委員会が合意形成の場となる。また、合同委員会傘下には合同ワーキンググループ(Joint Working Group、以下、JWG)を設置し、合同委員会で合意形成を行うための資料作成・準備等を行うことをスリランカ側に提案している。JWG が設立された場合、本調査団は JWG のメンバーとして情報収集・提供、各種資料作成業務補助等、合意同委員会での合意形成に向けた各種支援を行うこと。

(4) ASO の時期について

後段に記載の通り、本調査ではアナログ放送停波(Analog Switch Off、以下、ASO)の時期の検討を行うことになっている。ASO の時期は、放送局の意向を踏まえつつも、デジタル受像機の普及状況に大きく左右される。JICA では受像機の普及促進を目的とした技術協力を検討中である。ASO の目標時期の検討には、放送局側の意向のみならず、関連する協力の実施状況やデジタル受像機の普及状況を踏まえ、ASO の前提や条件、ASO に向けて必要な環境検討と必要な施策を洗い出し、スリランカ当局の決定を支援すること。

7. 業務の内容

(1) 国内準備作業

1) 関連資料・情報の収集・分析等

・JICA が実施した「スリランカ国地上波デジタル放送網整備事業準備調査報告書」等を参考に、円借款事業のスコープ、DBNO の機能等について理解を深めるとともに、民間放送局の情報を分析する。

2) インセプション・レポート及び質問書の作成

・上記を踏まえ、調査の基本方針、方法、工程、手順、実施スケジュール、実施体制、要員計画等を検討し、インセプション・レポートを作成する。

(2) 現地調査

1) インセプション・レポートの説明・協議

- ・ インセプション・レポートを及びスリランカ側関係者等に説明し、調査への協力を依頼するとともに、内容につき協議・確認を行う。

2) 放送局・関連機関向けの協力準備調査報告書の概要説明

- ・ 放送局・関連機関に対し、協力準備調査報告書の概要説明(チャンネルプラン及び DBNO)

3) DBNO 設立支援

民放の意向確認調査等、これまで我が国政府がスリランカ放送業界とコンタクトしてきた限りにおいて、サイマル放送期間はデジタル放送に割り当て可能なチャンネルが限られているため、放送局の大宗が DBNO に参画するのを已む無しとしている。ただし、ASO 後については放送局の意向はバラバラである。民放の DBNO 参画への懸念点としては、スリランカ政府からの独立性、利用料金、他者との差別化(放送エリアが画一になると他社との比較優位がなくなることにに対する懸念)などである。

これらのことから、DBNO の形態等について、スリランカ政府が放送業界と対話する場を設け、DBNO の形態やビジネスモデルについて検討し、組織化を促進する。

- ・ DBNO の政府方針、法的位置付け(組織体など)、所掌業務(放送局との境界の整理を含む)、独立性・公平性を高める方策を確認及び検討
- ・ 民放の DBNO 参画意向の確認
- ・ ASO の時期に関する放送局の意向の確認
- ・ DBNO の組織構造、要員計画の検討
- ・ DBNO 運営に必要な費用の試算(人件費、機材の維持・更新費、賃借料、ライセンス料等)
- ・ DBNO のビジネスモデルの検討(サービスの範囲、民放の参画形態、利用料設定、財務分析)

4) 送受信機技術規格策定支援

規格外の送受信機が市場に流通すると消費者が混乱するため、送受信機の技術規格は早期に策定が求められる。技術規格は、日本側もメンバーとして参画する合同委員会で検討、策定されることになっている。作業工程としては、スリランカ側の意向を踏まえ、日本側関係機関が規格(案)を作成し、それをスリランカ側で検討し、何度かのコメント送付と規格(案)の修正を経て確定し、TRC が技術規格(及び型式認証仕様書)として公表する。また、規格外の製品(特に受像機)が市場に流通しないように、技術規格にもとづいた輸入事業者向けガイドラインを作成する必要がある。本業務では、スリランカ国内の意向と規格に対するコメントの取りまとめを行い、合同委員会での検討を支援する。

- ・ 国内関係機関との協議
- ・ スリランカ国関係機関との協議
- ・ 輸入事業者向けガイドライン(案)の作成

5) 地デジ移行計画策定

ア) 周波数計画策定

サイマル放送期間中に DBNO が利用する周波数については、協力準備調査において規制当局と確認が取れているが、ASO 後の周波数計画については未定である。スリランカにおいても、ASO 後、放送システムは HD 放送に移行することが求められている。SD 放送のサービスを行いながら順次 HD 放送に切り替えて行く。その場合、HD 番組の 1 周波数あたりの番組多重化数をあらかじめ決め、必要な HD 放送用の周波数を確保しなければいけない。地デジ化により、これまで使用していた多くの周波数が TV 放送以外に活用することができるようになる。そのため、HD 放送用の周波数は、離れたチャンネルが無作為に割り当てられることが無いよう、ある帯域を HD 放送で使用できるよう、将来の周

波数割当の効率性を鑑みて計画することが求められる。地デジプラットフォームは、HD 放送まで対応可能な機材を調達することになっている。周波数は機材調達にあたり必要な情報であり、特に送信機、エキサイター、アンテナシステムなどの機材設計では、周波数が決まっているか、もしくは概ねどの範囲の周波数になるか判明していることが望ましく、本体事業のコンサルタントによる設計が終わるまでに確定するようスリランカ側の検討を支援する。

- ・ ASO の時期の検討支援
- ・ アナログ放送の跡地利用の検討支援(700 MHz 帯の影響対策)
- ・ HD 放送の番組多重化数の検討
- ・ HD 放送用チャンネルプラン検討及びシミュレーション(HD 放送用の周波数 8 波、実行輻射電力、送信所位置)
- ・ 総合周波数計画の検討支援(帯域ごとの使用サービス、計画作成の指針を含む)

イ)HD 化に向けたロードマップ策定

- ・上記ア)を踏まえた、地上波デジタル放送網整備事業準備調査で検討済みのロードマップの見直し

ウ)HD 化に向けた投資計画提案

地デジ化は大規模な設備投資が必要であると同時に、技術的にも制度的にもビジネス環境に変化が生じる、このため、各放送局は中長期的な視点にたつて、投資計画やビジネスプランを検討したいという意向がある。各放送局の現有スタジオ機材を確認の上、機材更新計画等のHD 化に向けた設備投資に関する意向を確認し、HD 化に向けて必要とされる機材構成や導入時期を踏まえた設備投資計画、及び設備投資に必要な資金計画を提案する。

- ・ 現有スタジオ機材の確認
- ・ HD 化に向けた設備投資に関する意向の確認
- ・ 更新機材構成の検討
- ・ 設備投資計画、資金計画の検討及び提案

6)現地調査報告書の作成

- ・ 上記の現地調査の結果や進捗を現地調査報告書としてまとめ、スリランカ政府関係機関等へ説明し、内容について協議・確認する。

(3)帰国後整理期間

1)ファイナル・レポートの作成

- ・ スリランカ側関係者等への現地調査報告書の説明・協議及び JICA との協議を踏まえ、ファイナル・レポート(成果品)を作成し、JICA へ提出する。

8. 成果品等

(1)調査報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本業務における最終成果品はファイナル・レポートとする。

なお、以下に示す部数は、JICA へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要部数は別途用意すること。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1)インセプション・レポート(IC/R) | 英文 10 部、和文 30 部、及び電子データ |
| 2)送受信機技術規格(案) | 電子データ (2016 年 12 月目途) |
| 3)輸入事業者向けガイドライン(案) | 電子データ (2017 年 4 月目途) |

- | | |
|-------------------|--|
| 4)地デジ移行ロードマップ(案) | 電子データ (2017年5月目途) |
| 5)ファイナル・レポート(F/R) | 英文 30部及びCD-R 2枚、及び電子データ
和文 10部及びCD-R 2枚、及び電子データ |

(2) 報告書の作成・印刷仕様

- 1)ファイナル・レポート以外の報告書の作成仕様は、A4版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。
- 2)ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化ファイルの作成仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」のとおり。

(3) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは対象セクター別に整理してリストを付した上でJICAに提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものについては、情報源として使用したURLを記載する。

(4) 写真

現地調査時に撮影した写真(少なくとも30枚程度、調査した現場の写真を含めること)をF/Rに添付する。

(5) 業務従事月報

JICA規程による調査業務日誌を添付した、業務従事月報を翌月15日までにJICAに提出する。

(6) 報告書作成にあたる留意点

- 1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 2)固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- 3)英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本業務は 2016 年 6 月上旬に開始し、2015 年 6 月下旬より現地調査を実施し、2017 年 6 月末までにファイナル・レポートの提出を想定している。また、以下に示した以外に作業工程に係る合理的な提案がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

項目	2016 年							2017 年					
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
国内準備	<input type="checkbox"/>												
IC/R 提出	▲												
現地調査													
JWG(仮)			▲			▲			▲			▲	
F/R 提出													▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途: 45.77 M/M

(2) 業務従事者の構成

本業務は、以下に示す分野を担当する団員を想定している。業務内容・業務工程を考慮し、より適切な団員構成がある場合には、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括／放送事業計画(2号)
- イ 経営分析(1)／プラットフォーム事業計画(2号)
- ウ 経営分析(2)
- エ 送信・中継機材/中継局設備
- オ 伝送回線設計
- カ 送受信機技術規格(3号)
- キ スタジオ機材(1)
- ク スタジオ機材(2)
- ケ 機材調達計画/積算(1)
- コ 機材調達計画/積算(2)
- サ 業務調整／放送事業計画補助

3. 相手国の便宜供与

本業務は JICA の責任において実施するものであることから、スリランカ関係機関からの特別な便宜供与は想定していない。ただし、本業務実施にあたり、JICA スリランカ事務所から主な対象機関へ業務内容・実施スケジュールを通知し、協力を依頼するとともに、関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な業務実施のための支援を行う。

4. 参考資料

・スリランカ国 地上波デジタル放送網整備事業準備調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12154514.pdf>

・2015 年上半期に実施した民間放送局の地デジ移行に関する意向調査の報告書を JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム(TEL:03-5226-8107)にて配布します。

5. 現地再委託

本調査業務において現地再委託は想定していない。

6. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA スリランカ事務所並びに在スリランカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

7. 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上